

改正案

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社に あつては、本店	主たる事務所
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十	商号	名称

現行

（金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（新設）	（新設）	（新設）
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第十	商号	名称

第二十七号		第二十七号	
商号		名称	
営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。） 営業所の		主たる事務所  主たる事務所の	

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第二百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条の二第五項	営業所（会社に あつては、本店	主たる事務所

第三十七号		第三十七号	
商号の登記		金融商品会員制法人の名称の登記	
その商号 営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。）		その名称 主たる事務所	

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

第十九条の二の九 法第二百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（新設）	（新設）	（新設）

第二十七条	第二十四条第十 二号及び第十三 号	第二十四条第一 号	第二十一条第一 項	第十七条第三項
	商号	商号	営業所	その支店
営業所の おいて同じ。)	営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。)	主たる事務所の 名称	事務所	その従たる事務所

第二十七条	第二十四条第十 三号及び第十四 号	第二十四条第一 号	第二十一条第一 項	第十七条第三項
	商号の登記	商号	営業所	その支店
その商号	その商号	自主規制法人の名称の 登記	事務所	その従たる事務所
営業所（会社に あつては、本店 。以下この条に おいて同じ。)	その名称	名称	事務所	名称